

京都市告示第 125 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 16 年 1 月 13 日付けで認可した南里町内会の代表者変更の届出、平成 5 年 6 月 21 日付けで認可した桃南会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成 8 年 2 月 19 日付けで認可した釜座町町内会の代表者変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 25 年 5 月 10 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
桃南会	京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地の 100	京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地の 10

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
南里町内会	建部 實嗣	瀧川 史郎
桃南会	中務 武雄	伊藤 俊宏
釜座町町内会	高橋 健	宮田 幸夫

3 代表者の住所

	変更前	変更後
南里町内会	京都市伏見区醍醐柏森町 7 番地の 1	京都市伏見区醍醐槇ノ内町 4 2 番地 1
桃南会	京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地の 100	京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地の 10
釜座町町内会	京都市中京区三条通西洞院東入釜座町 1 番地	京都市中京区三条通西洞院東入釜座町 2 番地

(文化市民局地域自治推進室)